

四万十市社会福祉協議会见守りサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 少子・高齢社会となり、核家族化や単身世帯の増加、地域の繋がり希薄化などにより、社会とのつながりが薄れるなど、地域における課題が複雑・多様化しています。こうした中で、高齢者や障害者の日常生活の安否確認を行うため、昼食用として弁当などの配達をボランティアの協力いただき、安否確認と併せて地域福祉の増進を目的に事業を実施する。

(実施主体など)

第2条 社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行い、事業の名称を四万十市社会福祉協議会见守りサービス事業（以下「見守りサービス」という。）という。

(対象者)

第3条 実施地域については、旧中村市区域内とし下記に該当する者で見守りサービスが必要な者とする。

- (1) 75歳以上の在宅一人暮らしの者
- (2) 65歳以上の夫婦のみの世帯で、配偶者が寝たきりや認知症の世帯
- (3) 身体障害者1級又は2級の手帳の交付を受けている者
- (4) 前(1)～(3)の規定と同様の状態にあると市社協が認めた者

(対象者の決定及び登録)

第4条 見守りサービスを希望する場合は、見守りサービス事業利用申請書（様式第1号以下「申請書」という。）により、担当民生委員を経由して社協会長（以下「会長」という。）に提出する。

- 2 会長は、申請書を受理した場合、速やかに本要綱を基にその必要性を検討し、該当・非該当を判定し、該当の場合は見守りサービス事業利用決定通知書（様式第2号）により、非該当の場合は見守りサービス事業利用非該当通知書（様式第3号）により、担当民生委員を経由して申請者に通知する。
- 3 会長は、決定の通知に併せこれを登録する。
- 4 サービスを休止又は中止する場合は、見守りサービス事業休止又は中止届（様式第4号）を、担当民生委員を経由して会長に提出する。
- 5 会長は、中止届を受理した場合、登録を削除する。

(実施日など)

第5条 見守りサービスは毎週水曜日とする。ただし、水曜日が祝日及び国民の休日の場合と、12月29日から1月3日の年末年始は中止する。

- 2 見守りサービス実施日に、介護保険サービスやその他のサービス等を利用する場合は、見守りサービスは利用できない。

3 見守りサービスは、次の通り行う。

(1) 弁当などは昼食用とし配達する。

(2) 調理及び配達は、ボランティアの協力を得て行う。

(3) 利用者が留守の場合は、持ち帰る。

(利用者の負担)

第6条 利用者は、弁当の場合は1食300円を負担する。

2 その他の見守りサービスを行う場合は、その都度決定する。

(事業費)

第7条 事業に要する経費は、利用者の負担額その他、共同募金配分金・社協会費・市補助金で運営する。

(見守りサービス事業運営委員会)

第8条 見守りサービス事業を円滑に実施するために、見守りサービス事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、見守りサービス事業に関する事項についての評価や協議を行う。

3 委員は、ボランティアより2名、民生児童委員協議会より1名、市職員より1名を会長が委嘱する。

4 委員の互選により委員長を選任し、委員長は委員会の議長となる。

5 委員長は、第3条第1項第4号に規定する事項の判定を行う。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 委員会は、必要に応じて開催する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱施行に伴い、平成17年4月1日から実施していた四万十市社会福祉協議会配食サービス実施要項は廃止する。

(様式第1号)

見守りサービス事業利用申請書

令和 年 月 日

四万十市社会福祉協議会

会 長 様

〈申請者〉住所

氏名

電話 — —

見守りサービス事業を利用したいので、次の通り申請します。

利用者の状況					
住 所					
ふり 氏 名		固定電話	— —		
		携帯電話	— —		
生年月日	大・昭・平	年	月	日	年齢 歳
申請理由	1人暮らし・高齢者・身体障害者（等級 級）・その他（ ）				
家族の状況			自宅付近の状況（地図）		
氏 名	年齢	続柄			
近親者の連絡先					
住所					
氏名					
続柄	電話	—			
担当民生委員の意見（申請者と家族及び近親者の日常的な関係等）					
担当民生委員					
1. 該当	2. 非該当	運営委員会委員長			